Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり

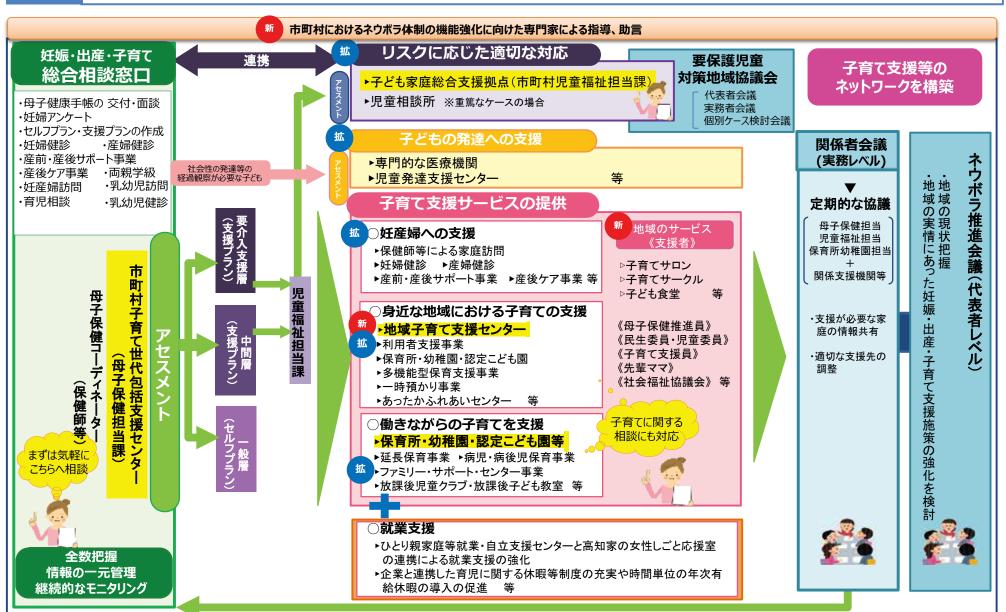
高知版ネウボラの推進 ~全体像~

<mark>児童家庭課 健康対策課 県</mark>民生活・男女共同参画課 障害福祉課 地域福祉政策課 教育委員会



ポイント

『市町村子育て世代包括支援センター』を起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援《高知版ネウボラ》を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」、「子育て家庭の不安の解消」、「働きながら子育てできる環境づくり」を進めます。



妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援〈全体〉

児童家庭課 健康対策課 県民生活・男女共同参画課 障害福祉課 地域福祉政策課 教育委員会



【目標值】 · ^衫

・初妊婦の利用がある地域子育て支援センターの割合(R5)100% ・多機能型保育支援事業の実施か所数(R1)13か所 → (R5) 40か所

・園庭開放又は子育て相談の実施率(R1)82.5% → (R5)100% ・高知版ネウボラに取り組む市町村数 (R5)

(R5) 全市町村で実施

・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 (H30) 1歳6か月児60.9% 3歳児64.0% → (R5) 95.0%

1 現状

■リスクに応じた適切な支援

・子ども家庭総合支援拠点設置⇒5市町(うち新規3市)

|■子どもの発達への支援(専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所の拡大等)

⇒児童発達支援事業所:34か所(R3.1)/ 保育所等訪問支援事業所:20か所(R3.1) 放課後等デイサービス事業所:78か所(R3.1)

■子育て支援の場の拡充とサービスの充実

- ・地域子育て支援センターの設置 ⇒23市町村1広域連合60か所(出張ひろば11か所含む)(R3.2)
- ・園庭開放や子育で相談の実施による未就園児家庭への支援
- ⇒園庭開放又は子育て相談の実施: 281園(96.6%) (R2)
- ・一時預かり事業: 25市町村106か所(R2.4) / 延長保育: 14市町村140か所(R2.4) 病児保育: 10市町村23か所(R2.4) / ファミリー・サポート・センター事業: 12市町(R3.1)
- ・放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実
- ⇒児童クラブ185か所(R1)→183所(R2) / 子ども教室145か所(R1)→143か所(R2) 児童クラブ又は子ども教室の実施校率(小学校):96.3% 183/190校(R1)→96.3% 182/189校(R2)・子ども食堂 11市9町80か所(R3.2月末)

■ネットワークの連携強化(高知版ネウボラ体制の充実)

各市町村のネウボラ体制を整理し取組内容を見える化

⇒妊娠期から子育で期までの切れ目のない総合的な支援に取り組む市町村:34市町村

2 課題

1 リスクに応じた適切な支援

・子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職(社会福祉士、保健師等)の確保

2 子どもの発達への支援

・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ(インターフェイス)が必要

3 子育て家庭の孤立の防止と多様なニーズへの対応

- ・より身近な地域に利用しやすい交流の場の提供と日常的な見守りが必要
- ・家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成

4 働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実

- ・保育所等及び放課後児童クラブにおける待機児童の発生
- ・保育士等の不足により延長保育、病児保育等のサービス量の維持が困難
- ・ファミリー・サポート・センター事業における提供会員の確保
- ・放課後児童クラブ・子ども教室の活動内容に差
- ・厳しい環境にある子どもも児童クラブを利用しやすい環境整備が必要

5 ネットワークの連携・強化(高知版ネウボラ体制の充実)

・市町村における高知版ネウボラ体制は整いつつあるが、母子保健と児童福祉の役割 分担やリスクの程度に応じた適切な支援ができているか等、課題整理が必要

3 令和3年度の取り組み

1 リスクに応じた適切な支援



2 子どもの発達への支援

- (本)・乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業、保育所等への専門職による助言等の実施
 - ・児童発達支援センター等の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成
 - ・高知ギルバーグ発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成

3 子育て支援サービスの充実

- Ѿ・多様な子育て支援サービスを提供する地域子育て支援センターの設置促進
- 新・地域における子育て支援活動の担い手を育成し、子育て家庭のニーズに応じた講座や 交流の場の開催
- 11/11 ・利用者支援事業(基本型)研修を県外実施から県内実施へ

- ・病児・病後児保育等の保育サービスの充実 (保育士の確保、職場環境改善の促進)
- 拡・ファミリー・サポート・センター事業の支援の充実(預かり場所の整備への支援)
 - ・放課後児童クラブ・子ども教室の拡充と質の確保
 - ・市町村と連携した放課後事業の従事者の人材育成・確保を支援
 - ・市町村が行う児童クラブの利用料減免や開設時間延長にかかる財政的支援
 - ・子ども食堂への支援

4 ネットワークの連携・強化(高知版ネウボラ体制の充実)

- 市町村に対し専門家を派遣し、ネウボラ機能を強化するための指導、助言を実施
- ・市町村におけるネウボラの取組の優良事例を横展開するためのセミナーの開催
 - ・「高知家の女性しごと応援室」などの就労支援機関につなぐ仕組みづくり
 - ・保育所や放課後児童クラブ等と連携したファミリー・サポート・センター事業の周知による会員登録の仕組みづくり

地域における子育て支援の充実強化(高知版ネウボラの推進)

児童家庭課



■利用者支援事業(基本型・特定型)等を実施する市町村数 R2:2市 → R5:17市町村

- 【日標値】■地域子育て支援センターにおける2歳以下の未就園児の利用割合 R2:30%(推計) → R5:50%
 - ■地域で実施している子育て支援活動(子育てイベントや講座等)の実施数 R1:200回 → R5:300回



■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会』に なっている R1:28.1%→R5:45.0%

現状・課題

- ①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する「高知版ネウボラ」については、全ての市町村で母子保健、児童福祉、子育て支援の関係機関による連携体制が一定構築されてきているが、更なる質の向上が必要。 また、子育て家庭の孤立化や児童虐待を防止するため、個々の家庭の状況に応じた支援力の向上にさらに取り組むことが必要。
- ②子育て世代包括支援センター(32ヵ所)と地域子育て支援センター(60ヵ所)の設置は進んできたが、「相談先が分かりづらい」、「適切な情報をキャッチしづらい」などの課題がある。 また、子育て世帯のニーズの高い支援サービス(病児・病後児保育、一時預かり等)の提供は十分と言えない。
- ③0~2歳の児童の内、未就園児は約4割。子育て家庭の負担感を軽減し身近な地域で安心して子育てができるよう、地域住民が主体となった子育て支援サービスの充実を図ることが必要。

【県民意識調査(R1)抜粋】

- 「利用したいサービス」: 地域子育て支援センター 21.4%、病児・病後児保育 20.1%、一時預かり 16.2%
- 「子育てについて不安に感じていること」:子育てによる身体的・精神的な疲れが大きい24.2% 「子育ての不安や悩みについての相談先」:友人・知人71.6%

令和3年度の取組

①高知版ネウボラ推進事業

市町村に対して専門家による指導、助言 を実施する。また、専門人材の育成などの 取組を支援する。

②地域子育て支援センター等 機能強化事業費補助金

地域子育て支援センターにおいて、子育て 世帯が必要とするサービスを提供できるよう、 利用者支援専門員の育成を支援する。ま た、多様なサービスを提供するセンターを増 やす。

③子育て講座等実施委託料

地域で子育て支援に関わる人材の育成と、 子育てサークル等の地域の住民が主体となっ た子育で活動を支援する。

上記の取組により、子育て家庭の 孤立化や児童虐待の防止を図る。

(1) 高知版ネウボラ推進事業

- ▶各市町村にネウボラの支援制度に知見のある専門家を派遣し、課題について整理するとともに、その解決に向け指導、助言を実施
- ▶母子保健、児童福祉、子育て支援の各部門が合同で実施する事例検討など実践的な研修会等の取組を支援

母子保健

(妊娠・出産・子育て総合相談窓口)

子育て世代包括支援センター (母子保健担当課)

- 母子健康手帳の交付・面談
- ・セルフ(支援)プランの作成
- ・育児相談・訪問支援 など



児童福祉

(リスクに応じた適切な対応)

子ども家庭総合支援拠点 (要保護児童対策地域協議会)

- ・子どもの養育の相談支援
- 児童虐待への対応



子育て支援

(子育て支援サービスの提供)

【市町村が実施する子育て支援サービス】 ▶子育て家庭が気軽に集える地域子育て支援センターで多様なサービスを実施

地域子育て支援センター

【基本サービス】

- 子育で家庭の交流支援
- ・子育で等に関する相談、援助 など
- 【その他のサービス】(既存事業)
- ·病児保育事業(病後児対応型)
- ・一時預かり事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (預かり場所の提供)
- ・産前産後のママカフェ など

地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金

- (1)利用者支援専門員育成事業(※1)
- ・専門員を配置し、子育て世帯が必要とするサービスの情報提供や 利用支援を実施
- (2)施設整備事業(※2)
- ・多様なサービスを提供する地域子育て支援センターの整備を支援
- (3)環境整備事業(※2)
- ・子どもの遊び場等の整備を支援
- (4)地域の実情に応じて実施する事業(既存事業)
- 産前産後のママカフェ など
- ※1 国基準(実務経験3年等)に満たない専門員の配置を支援
- ※2 利用者支援専門員育成事業に加え、その他サービス1つ以上を実施する場合に支援

【地域住民(子育てサークル等)が実施する子育て支援サービス】

- (3)子育て講座等実施委託料
 - ▶地域で気軽に悩みが相談できる支援者を育成(研修会等の開催)
 - ▶子育て講座や交流会を実施する子育てサークル等の取組を支援 ▶SNSを活用した地域の子育て支援情報発信



妊娠期から乳幼児期の支援体制の強化

健康対策課 妊娠・出産について満足している(産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等から指



【目標值】

- ・産後ケア事業のアウトリーチ型のほかデイサービス型など多様なメニューを実施する市町村数(R1)6市町 → (R5)全市町村
- ・子育て世代包括支援センターの設置と周知活動を実施する市町村数(R1)19市町村 → (R5)全市町村 ※高知市は4か所
- ・専門職による未受診児家庭への訪問率(R5)100%

導・ケアを十分に受けることができた) 者の割合 (3·4か月児) (H30)79.0% → (R5)85.0% 育てにくさを感じたときに対処できる(相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っ ている) 親の割合 (3·4か月児) (H30) 79.2% → (R5)95.0% ・乳幼児健診受診率①1歳6か月児健診②3歳児健診(H29)①96,9%②94,4% → (R5)①②98,0%

1 現 状

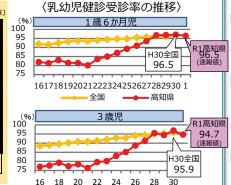
- ■市町村子育て世代包括支援センター(母子 保健型)の設置が進み、妊娠早期から 支援する体制が整ってきた。
- ■産前・産後は精神的に不安定な時期で あり、1割が産後うつを発症すると言 われている。
- ■低出牛体重児の出牛割合が全国水準よ り高い。

R1年:11.2%(全国9.4%)

■乳幼児健診の受診率は全国水準となっ たが、未受診児が一定数存在している。

■子育て世代包括支援センターの設置状況 (R3年3月現在)

年度	設置 箇所数	市町村名 ※高知市は複数設置			
H27 ~ R1	20	高知市①②(西部)、室戸市、安芸市、南国市、 土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万 十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、 佐川町、越知町、梼原町、日高村、大月町、 黒潮町			
R2	12	東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、 馬路村、本山町、大川村、津野町、四万十町、 三原村、高知市③			
計	32	30市町村			
R4 予定					
※市町	「村子ども・子	子育て支援事業計画に位置付け			



ポ

妊娠期かり

シア

包括的

らな支援体-チによる

制

 \mathcal{O}

強化

2 課 題

- ■母子健康手帳交付時の全妊婦へのアセスメントの強化と妊 娠から出産・育児までの包括的な支援体制が必要
- ■市町村の実施する継続的な妊婦訪問や、産後ケア事業が少 ない
- ■市町村保健師や産科・精神科医療機関の医師・助産師など 多職種・多機関が連携した周産期メンタル不調の好産婦へ の支援が必要
- RI高知県
 ■早産予防を目的とした医学的管理の徹底と評価・分析の継 続が必要
 - ■乳幼児健診未受診児への訪問や要支援家庭への確実なフォロー 体制の強化が必要

3 今後の取り組みの方向性

妊娠期からの継続的な支援

- ◆子育て世代包括支援センター(母子保健型)の機能強化
- ◆産前・産後ケアサービスの拡充
- ◆多職種が連携した周産期メンタルヘルス対策
- ◆早産予防を目的とした妊婦健診の実施



健やかな子どもの成長・発達への支援

- ◆虐待の予防と早期発見に向けた連携体制の強化
- ◆乳幼児健診の受診促進と充実強化



4 令和3年度の取り組み

★妊娠期からの継続的な支援

◆子育て世代包括支援センター(母子保健型)の機能強化

- ・子育て世代包括支援センターの設置・運営支援
- ・母子保健コーディネーターや保健師のスキルアップ研修会の開催
- ・センター連絡調整会議の開催

◆産前・産後ケアサービスの拡充

- が正式をいる。
 がたいる。
 がた を行う市町村への支援(母子保健支援事業費補助金)
- ◆周産期メンタルヘルス対策
 - ・市町村及び産科・精神科医療機関を対象とした研修会の開催
 - ・周産期メンタルヘルス対策評価検討会での精度管理等

◆早産予防を目的とした妊婦健診の実施

・膣分泌物の細菌培養検査の継続

★健やかな子どもの成長・発達への支援

◆乳幼児健診の受診促進と充実強化

- ・家庭訪問による乳幼児健診の受診勧奨(育児支援を含む)を行う市町村へ の支援(母子保健支援事業費補助金)
- 乳幼児健診充実のための母子保健指導者基本研修会の開催

◆虐待の予防と早期発見に向けた連携体制の強化

・市町村の母子保健及び児童福祉担当部署の合同ヒアリングの実施



発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり

障害福祉課・教育委員会



【目標値】・健診後のアセスメントの場への専門職(心理職・言語聴覚士等)の関与 (R1)18市町村 → (R5)全市町村

- ・児童発達支援センターの設置数 (R1)6か所 → (R5)12か所
- ・発達障害の診療を行う医師の増加 (R1)25名程度 → (R5)35名程度



乳幼児健診で要経過観察となった子どもの アセスメントを 多職種で行い適切な支援につないでいる。 (R5) 100%

1 現状と課題

(現状) 市町村において、発達が気になる子どもの早期発見の仕組みづくりは一定進んできた

- (課題) ・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援 を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ(インターフェイス)が必要
 - ・日常的に関わる保育所等における発達が気になる子どもの受け入れ

(現状) 専門的な療育機関の整備は進んできたが、地域偏在がある

- (課題) ・身近な地域で専門的な発達支援が受けられるよう、児童発達支援センター等の量的拡大とともに支援の質の向上が必要
 - ・民間の専門的な療育機関の参入が見込めない中山間地域では保育所や子育て支援 の場を活用した支援体制の構築が必要

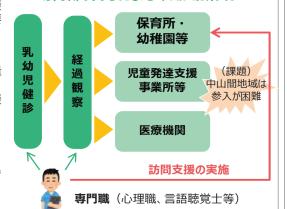
(現状) 医療機関の受診待機期間は改善傾向【4~9か月待ち(R1)→3か月待ち(R2)】

(課題) ・それぞれの子どもと家族に応じた医療機関へのつなぎが必要

(現状) 発達障害のほか、うつや不登校等、心療ニーズの高い子どもについて通常の支援では対応できない事例がある

(課題)・地域において必要な支援が受けられる体制の構築が必要

■専門職の関与による早期支援体制



2 今後の取り組みの方向性

1 身近な地域における子どもと家族へ支援

(ポピュレーションアプローチ)

発達の気になる子どもに対して子育て 支援の枠組みで早期に支援をスタート

2 ライフステージに応じた後方支援 (ハイリスクアプローチ)

より専門的な支援を必要とする子ども に対して医療や福祉サービスを提供

3 令和3年度の取り組み

1 身近な地域における子どもと家族への支援

(1) 市町村における支援体制の強化

- ●地域において発達障害児等の早期支援を行う専門職(心理職、言語聴覚士等)の養成
- ●乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業等への専門職による助言等の実施
- ●乳幼児健診従事者を対象とした気になる子どもの早期発見のスキルや、保護者へのカウンセリングスキルの向上を図る研修の実施

(2)保育所等における受入体制の充実

- ●発達障害の特性や支援方法等を学ぶ体系的な研修の実施
- ●保育者への特別な支援を要する子どもの指導計画作成支援研修の実施【教委】
- ●外部専門家(言語聴覚士・作業療法士等)、親育ち・特別支援保育コーディネーター 等による各園への訪問指導の実施【教委】

拡(3)中山間地域における早期支援体制の強化

- ●専門職(心理職、言語聴覚士等)による保育所等への訪問支援の充実
- ●母子保健と保育所が一体となって発達の気になる子どもと家族を支えるための仕組みづくり(高知ギルバーグ発達神経精神医学センターにおけるESSENCEチームの派遣等)

(4)教育と福祉の連携

- ●つながるノート・引継ぎシート等による進級・進学時の確実な引継
- ●巡回相談員の派遣【教委】

2 ライフステージに応じた後方支援

(1) 専門的な療育機関の量的拡大と質の向上

- ●民間事業所等職員への療育福祉センターでの現場実習を中心とした集中的な研修による 発達障害支援のスーパーバイザーの養成
- ●スーパーバイザーによる市町村や保育所等への助言指導を行う体制の整備
- ●発達障害の特性や支援方法等を学ぶ体系的な研修の実施【再掲】
- ●事業所の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

(2)スムーズに支援を受けられる体制の強化

- ●高知ギルバーグ発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成
- ●発達障害等の診療ができる県内の小児科、精神科をWebサイトで検索できるように「診療機関マップ」の作成・更新
- - ●発達障害児者支援地域協議会やワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討

「アセスメント」…対象者の情報を収集・分析し、起きていることのメカニズムを明らかにすること/「ポピュレーションアプローチ」…集団全体に働きかけ、集団全体のリスク等を軽減すること/「ハイリスクアプローチ」…支援の必要性の高い対象者に働きかけ、リスク等を軽減すること/「インターフェース」 …関係機関間のつなぎ/「スーパーバイザー」…支援者に対し、より専門的な立場から助言・指導する者

「子ども食堂」への支援

児童家庭課



1 現状

[県内の子ども食堂の状況]

食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」「地域で子どもたちを見守る場」として設置が進んできた。

- ・子ども食堂開設数(R3.2月末)
- :11市9町81か所(うち定期開催:64か所)
- ・高知家子ども食堂の登録数R3.2月末)
 - : 45団体53か所
- ・高知県子ども食堂支援基金への寄附額 (H29~R3.2月末の累計): 205件 2,085万円

▼子ども食堂設置数の推移(各年度末 R2は2月末時点)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市町村数	2	10	18	19	20	20
設置数 (うち定期開催)	3 (2)	20 (13)	52 (34)	68 (51)	77 (60)	81 (64)

▼子ども食堂の福祉保健所管内別設置状況(R3.2月末時点)

	安芸	中央東	高知市	中央西	須崎	幡多	合計
子ども食堂数	7	9	37	11	7	9	81
【参考】 公立小学校数 (休校除く)	23	33	39	27	27	39	188

R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月には多くの子ども食堂が休止を余儀なくされていた。県では再開に向けた支援を強化し、R2年10月末時点で6割を超える子ども食堂が活動を再開。しかしながら、12月以降の感染拡大を受けて再び休止が増加。

▼コロナ禍における子ども食堂開催状況

		<u>R2.4月</u>	<u>7月</u>	<u>10月</u>	<u>R3.1月</u>
	開催箇所数開催割合)	8 (16.3%)	27 (51.9%)	34 (64.2%)	18 (34.6%)
(内数)	食堂形式	2	15	18	6
数	弁当配布	6	12	16	12
休	止	41	25	19	34

※上記はいずれも児童家庭課調べ

2 課題

- ・支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくためには、 未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要
- ・支援の必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの利用に つなぐためには、地域の支援機関との連携体制の構築が必要
- ・食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や、子ども 食堂の活動が家庭の教育力の向上へ資するよう支援が必要
- ・新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策が必要

3 今後の取り組みの方向性

- ・未開設地域での立ち上げと定期的な開催を 増やす
- ・子ども食堂と地域の支援機関等との関係 づくり
- ・子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる
- ・新型コロナウイルス感染症対策

4 令和3年度の取り組み

(1) 未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす

- ・子ども食堂からの相談対応や運営支援を行う「子どもの居場所づくり推進コーディネーター」の配置
- ・スタッフの確保やスキルアップを目指した「子ども食堂スタッフ養成講座」の開催
- ・子ども食堂が相互に情報交換を行う「子どもの居場所づくりネットワーク会議」の開催
- 🌆 持続的な運営を行えるよう、開設2年目以降の子ども食堂を対象に備品購入費を支援

(2) 子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり

- ・民生委員・児童委員や学校などへの協力依頼
- ・支援を必要とする子ども等を子ども食堂や他の支援機関へ適切につなげるため、 それぞれの地域において、子ども食堂とスクールソーシャルワーカー等や市町 村・社協など地域の支援機関との情報交換の場づくりを支援



(3) 子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる

- ・子育てに関する講師やボランティア等による講話・相談の実施
- ・学生ボランティア等による学習支援の実施



(4) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・感染症対策に要する経費を支援
- ・子ども食堂における新しい生活様式を踏まえた取り組みを支援(感染症対策のため1回あたりの開設時間数を短縮するケースや弁当配布形式も補助対象とする特例措置(R2.4月~)の継続)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の提供

児童虐待防止対策の推進 ~高知版ネウボラとの連動した取組~

児童家庭課



【目標值】

・児童虐待通告後48時間ルール 100%実施の継続

・子どもの安全を最優先にした一時保護 100%実施の継続

・子ども家庭総合支援拠点の設置(R1)2市町→(R4)全市町村



重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続

児童相談所の相談支援体制の強化

1 現状

・児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は増加傾向(供)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受付件数	515	417	453	595	697
対応件数	379	291	326	420	458

*対応件数:相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数

(児童家庭課調べ)

2 課題

- ○児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)、改正児童福祉 法等(R1)などに基づいた児童相談所の体制や専門性の強化
 - 各種研修による児童相談所職員の専門性強化
 - ・弁護士、医師等の専門家との連携体制強化
 - ・適宜・適切なアセスメントに基づく一時保護の実施
 - ・子どもの権利擁護への対応

3 令和3年度の取り組み

(1)相談支援体制の強化

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランを前倒しして児童福祉司、児童心理司等を配置
- ・里親養育支援及び市町村支援を担当する児童福祉司を専任配置

(2)職員の専門性の強化

・外部専門家の招へいなどによる研修の実施

職種別・経験年数別の職員研修や児童福祉司スーパーバイザーの研修 親子関係再構築支援などの家族支援研修(児童福祉司対象) トラウマを念頭に置いた支援に関する研修(児童心理司対象)

- (4) 弁護士による定期相談の拡充、臨時相談及び法的対応の代行を実施
 - ・児童相談所への現職警察官配置による児童虐待事案等への対応力強化
 - ・小児科、精神科、法医学専門の医師に随時相談できる環境を整備

(3)子どもの権利擁護の推進

- 4. 一時保護所で生活する子どもに弁護士が面談を行うなどの意見聴取の機会を確保
 - ・体罰によらない子育てについての広報啓発

市町村における児童家庭相談支援体制の強化

1 現状

- ・要保護児童対策地域協議会等の担当職員の専門性の確保・継続の ため、適宜・適切なアセスメントの実施や援助方針の決定・見直 しへの支援が必要
- ・子ども家庭総合支援拠点設置のための専門人材の確保が困難

2 課題

- ○児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童家庭 相談支援体制の抜本強化
 - 要保護児童対策地域協議会の活動強化
 - ・市町村の実情に応じた子ども家庭総合支援拠点設置基準の見直し
 - 市町村職員の専門性の強化

3 令和3年度の取り組み

○各市町村(要保護児童対策地域協議会)への積極的な支援

- ・経験年数や職階に応じた実践的な研修の実施
- ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言
- 地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員・主任児童委員対象の研修を実施
 - ・SSW等と連携した支援が必要な子どもの早期発見の取り組みに対する支援
 - ・地域の介護や障害福祉等のネットワークと連携したヤングケアラーの支援体制の強化に向けた支援 (※) SSW: スクールソーシャルワーカー
- ○市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進
- (価)・専門人材の配置に向けた財政支援等により各市町村に設置を働き掛け

就学前教育の充実、学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

教育委員会



【目標値】・子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合

- ①園庭開放・子育て相談の実施率 $(R1.6) 82.5\% \rightarrow (R5) 100\%$
- ②多機能型保育支援事業の実施箇所数 (R2.2) 13箇所 → (R5) 40箇所
- ・放課後等における学習支援の実施校率 (R2.2) 小・中:98.6%、高:96.8% → (R5)・小・中:100%、高:100%
- ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 (H30) 22.6% \rightarrow (R 5) 100%



地域や専門機関等と連携しながら、就 学前から高等学校まで切れ目のない支 援体制が構築されている。

現状・課

- ●就学前は保護者の子育て力向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、地域との連携・協働体制を構築しながら就学前から高等学校まで一貫した支援を 進めている。
- ●経済的に厳しい環境を背景に、一部において、学力の未定着や虐待、非行、不登校、将来の見通しが持てないなどの状況も見られる。 また、コロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増える中で、貧困の世代間連鎖を断ち切るための総合的な取組が必要である。

令和3年度の取組(多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実)

教育の 充大

(子ども

の貧

(困対策)

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との 連携の充実

就学前

- ◆多機能型保育支援
- ・地域ぐるみの子育て支援等を推進
- ◆家庭支援推進保育士の配置
- ・支援を必要とする子どもや保護者への支援 等
- ◆市町村への親育ち・特別支援保育 コーディネーターの配置
- ・保育所等への支援や関係機関との連絡調整 等
- ◆ S SW ※ の活用
- ・家庭への配慮が必要な幼児と保護者を支援等 (5歳児から小学校入学まで切れ目のない支援)
- ◆多子世帯保育料の軽減

小学校

中学校

高等学校

放課後等における学習の場の充実 ◆放課後等における学習支援事業

- ・小中学校における放課後等学習支援員の配置に対しての支援
- NEW · 「学習支援プラットフォーム」の活用 · 遠隔・オンライン教育(高等)等



◆学習支援員の配置

・高等学校等に学習支援員を配置し、個々の 生徒に応じた学習を支援 等

地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

- ◆新·放課後子ども総合プラン推進事業
- ・放課後子ども教室、放課後児童クラブの設置促進
- ・保護者利用料の減免を行う市町村に対する支援等

◆地域学校協働活動の推進

- ・見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進等
- ◆コミュニティ・スクールの推進
- ・コミュニティ・スクールの導入促進及び取組の充実 等

相談支援体制の充実・強化

- ◆心の教育センター相談支援
- ・利便性の確保のため、土・日曜日の来所相談を実施
- ・東部・西部地域へのサテライト機能の整備等
- **勤SC⊗・SSWの活用拡充**



経済的負担の軽減

- ◆高等学校等就学支援金
- ◆高知県高等学校等奨学金貸付
- ◆高等学校定時制課程及び通信制課程教科書学習書給付等

NEW

新 たな方向性 ◇生活モデルとなる保護者の 親育ち支援の充実等



キャリア教育・進路指導の充実

- ◆多様なロールモデルの提示 ・PR動画の制作(高等学校)
- ・企業等と連携した活動の充実
- ◆キャリア・パスポートの活用
- ・小中高における効果的な活用
- ・中学校と高等学校間の円滑な引継ぎ
- ◆中高が連携した進路指導の充実
- ・生徒と保護者への経済支援制度等の情報提供
- ・産業系高校など多様な高等学校の魅力発信

専門人材や関係機関との連携強化

- ◆SSWやコーディネーター等による支援
- ◆高知版ネウボラとの連携

◆校内支援体制の強化

- ・校内支援会とSSWの活用徹底 ・SSWの資質向上と効果的配置
- ◆SSWと市町村児童福祉担当部署の連携強化

・定期的な情報共有 ・具体的支援に関する相互連携

(※) SSW…スクールソーシャルワーカー、SC…スクールカウンセラー

少年非行防止対策の推進(高知家の子ども見守りプラン)

児童家庭課



【目標值】

- ・万引き防止等一声運動啓発ポスター掲示率
- (R1)76.2%→(R5)80% ・警察、教育、福祉が連携した立ち直り支援ネットワークの構築 (R5)全市町村

再非行率 (H30)33.1% → 〔全国平均29.9%〕

(R5)全国平均レベルに低減

現状

・警察本部、教育委員会、知事部局の関係機関等の連携のもと、「高知家の子ども見守りプラン」を平成25年6月に 策定し、「予防・入口・立直り」の三段階の取り組みを推進。

これまでの主な取り組み

予防対策

| <非行に向かわせない取組>

・万引き、深夜徘徊防止のための一声運動(福祉)

各市町村少年補導育成センター及び日本フランチャイズチェーン協会との連携 による一声運動の定着・普及

- ・万引き防止リーフレットの作成配布(福祉)
- ・非行防止教室の開催(警察)

子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止することを目的に、小・中・高等 学校で実施

入口対策 <= く非行を未然に防止する取組>

・スクールソーシャルワーカーの配置(教委)

子どもを取り巻く環境への働きかけ

・スクールサポーターの配置 (警察)

学校と地域のパイプ役として各警察署にスクールサポーター (警察OB等) を 配置し、街頭補導活動、非行防止教室等を開催

立直り対策 <非行からの立ち直りを支援する取組>

- ・少年サポートセンターにおける立ち直り支援(警察、教委、福祉) 教育、福祉との連携による子ども一人ひとりに応じた立ち直り支援の実施
- ・若者サポートステーションとの連携による修学・就労支援(教委)

進路未定の子ども等の修学や就労に向けた自立支援の実施

・見守り雇用主による無職少年等の就労支援(福祉)

登録事業所(見守り雇用主)による見守り仕事体験講習の受入れなど

○一声運動協定締結企業

H26:11社約200店舗(25市町村) R2 : 20 計約530 店舗 (29 市町村)

○一声運動啓発ポスター掲示率

	H26	H30	R1	R2
高知市内	44.3%	70.0%	64.8%	70.6%
高知市以外	-	83.7%	86.6%	83.4%
合計	44.3%	77.0%	76.2%	77.3%

○スクールソーシャルワーカーの配置状況

		H25	H30	R1	R2
小中学校	市町村数	24	33	35	35
県立学校	学校数	3	21	24	25

○若者サポートステーション登録者の進路決定率

H25	H30	R1
38.3%	38.6%	46.6%

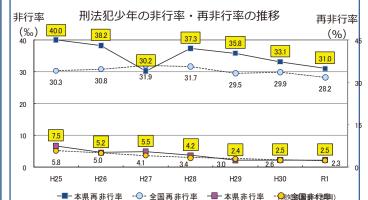
○見守り雇用主の状況

H27:16市町村42社77箇所 →R2:26市町村85社172箇所

【教育委員会、児童家庭課調べ】

2 課題

- 入口型非行についてH25からH30の推移を見ると、全体では約66% 減である一方、小学生以下に限ると約8%減にとどまっている。 また、小学生以下の入り口型非行の7割以上は万引きである。
- 少年非行の状況を示す各指数が改善されつつある中、本県の再非行 率は全国平均より高い。



■ 中学校卒業時、高校中退時の進路未定者は、時間が経過するに

つれて支援機関との関係が薄れ、就学、就職が困難となっている。 また、中学校卒業時、高校中退後には、進路決定(進学、就職)し ていたが、その後に中退、離職した者の状況把握が困難。

高知家の子ども見守りプラン達成状況

予防対策

→達成済み

不良行為による補導人数の前年比2%減 ※不良行為:深夜徘徊、飲酒、喫煙など

入□対策 →達成済み

入口型非行人数をH24年(445人)比90% 以下に低減

※入口型非行:万引き、自転車盗、占有 離脱物横領

立直り対策 →達成済み

再非行少年人数の前年比5%低減

予防対策

不良行為による補導人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全体(a)	4,641	3,279	3,623	3,000	2,098	1,725	1,689
うち深夜徘徊	2,837	1,909	2,181	1,634	923	651	562
(a)の前年比	-	▲ 29%	10%	▲ 17%	▲ 30%	▲ 18%	▲ 2%
高知県警察本部調(以下の表も同じ)							

入口対策

入口型非行人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全体(a)	318	203	216	154	84	107	87
うち万引き	189	123	138	109	45	70	56
(a)のH24(445人	.)比	46%	49%	35%	19%	24%	20%

立直り対策

刑法犯少年及び再非行少年人数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全体	518	356	364	271	151	154	155
うち再非行(a)	207	136	110	101	54	51	48
(a)の前年比	-	▲ 34%	▲ 19%	▲ 8%	▲ 47%	▲ 6%	▲ 6%

今後の方向性及び令和3年度の取り組み

「高知家の子ども見守りプラン」の当初目標を達成したため、 新たな目標を設定し、少年非行防止対策をさらに推進

■ 一声運動の取組の充実強化

小学生の万引き行為を未然に防ぐため、協定締結企業等と連携し て、店舗での声かけや見守りを強化

■ 警察、教育、福祉等の支援機関の連携による再非行防止に向け た見守り支援の強化

無職少年などの就学・就労等に向けて、継続的な支援につながるよ う、少年補導センターや若者サポートステーションなどの自立支援機関 等と連携した立ち直り支援の仕組みを構築

■中学校卒業時・高校中退時の進路未定者等への支援

中学校卒業時・高校中退時の進路未定者に対して、市町村等に おける教育と福祉の連携による見守り支援体制を強化

社会的養育の充実

児童家庭課



【目標值】

・フォスタリング機関と連携し開拓した里親登録者数 (H30) 12組 → (R5) 21組

里親委託率(H30)19.0% → (R5) 32.0%

1 現状と課題

(1)包括的な里親養育支援体制の構築

- ・子どもの最善の利益を踏まえ、安定した愛着を形成していくためには、できるだけ 家庭に近い環境(里親家庭)を確保することが必要
- ・支援の質の向上を図るため、民間機関と児童相談所の里親支援担当児童福祉司の 連携による包括的な支援体制の充実が必要
- ・里親の対応力を向上させ里親家庭での不調を防ぐため、訪問支援体制の強化が必要

○高知県の里親委託率の推移(各年度末現在)

(単位:%)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高知県	12.3	13.8	15.0	17.2	19.0	20.4
全 国	16.5	17.5	18.3	19.7	20.5	21.5

児童家庭課調べ

小規模化·分散化

里親登録の状況(R2.12.1現在(ファミリーホーム含む))

里親名簿登録者数:97組 委託里親数:52組 未委託里親:45組

(2)施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

できるだけ家庭的な環境で養育するためには、施設の小規模化・地域分散化などの環境整備と安定的な人材確保や職員育成が重要



グループホーム等

H24:10カ所 → R2:29カ所

児童養護施設等 (本体施設)

(3) 入所児童等の自立支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るため、自立に向けたきめ細かな支援が必要
- ・施設退所後も進学や就職など生活を安定させるための継続した支援が必要

○H30年度末児童養護施設入所者 (里親等含む)の高卒後の進路の状況

区分	高知県	全国
進学	35.0%(7人)	31.9%
就職	65.0%(13人)	59.8%
計	100.0%(20人)	91.7%

児童家庭課調べ

2 「高知県社会的養育推進計画」における評価指標

◆里親

・里親の確保及び研修や訪問支援を実施

区分	H30	R6	R11
里親委託率	19.0%	36.0%	53.0%
里親家庭数	78組	183組	287組

◆児童養護施設等

・全施設において小規模かつ地域分散化を実施

1	乳児院+児童養護施設		※転換見込みを含む	
	区分	H30	R6	R11
	施設定員数	425人	365人	311人

3 令和3年度の取り組み

(1)包括的な里親養育支援体制の構築

- ○リクルート、研修、マッチング、委託後の支援等を通じた一貫した里親養育支援 体制の構築(民間の里親養育包括支援(フォスタリング)機関を中心とした仕組みづくり)
 - ①里親制度等普及促進・里親リクルート
 - ・オンライン説明会や講演会の開催等による普及啓発・開拓
 - ②里親研修・トレーニング等事業
 - ・登録前後の里親を対象とする研修の実施
 - ③里親訪問等支援事業
 - ・子どもへの対応等について専門的な観点から評価・助言等を行うため 心理訪問支援員を新たに配置
 - ▲ 委託後の定期的な家庭訪問を行う里親等相談支援員を増員
- (励○ファミリーホーム新設に向けての施設整備に要する費用を補助

(2)施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

- 小規模グループケア実施のための環境整備、児童養護施設等職員の処遇 改善を支援
 - ・乳児院と医療機関の連携を強化し、医療的ケアが必要な児童の円滑な 受け入れを促進
 - ・児童指導員任用資格取得のために雇用する職員の費用を助成
 - ・「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の対象施設を児童養護施設等まで拡充

(3) 入所児童等の自立支援の充実

- ・施設入所中からの学習・自立支援や、退所後の生活の場の確保のため 社会的養護自立支援事業による支援を実施
- ・希望が丘学園のあり方検討会の実施

児童自立支援施設の機能や自立支援(アフターケア)のあり方子どもの課題に応じた施設環境のあり方について検討

ひとり親家庭への支援の充実

児童家庭課



【目標値】 ひとり親家庭就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室が連携した職業紹介 実施率:(H30) 5%→(R5)70%

勤務先での正規雇用率【母子世帯】(H27) 56.7%→(R5) 65%

1 現状・課題

○ ひとり親世帯数 H27国勢調査:()はH22国勢調査母子世帯 7.942世帯(8.705世帯) 父子世帯 1.505世帯(1.896世帯)

(1)情報提供・相談体制

【H27高知県ひとり親家庭実態調査より】

【高等職業訓練促進給付金を知らない方の割合】

母子家庭 H22:45.9%⇒H27:53.5%

・給付金制度等の認知度が低下しているため、あらゆる機会を通じて、積極的に情報 を発信していくことが必要。

【養育費を受けている世帯の割合】

母子家庭 H22:16.8%⇒H27:22.1% 父子家庭 H22:2.6%⇒H27:4.2%

・養育費を受けている世帯は少ないため、安心した生活を送ることができるよう、 養育費の確保に向けた支援が必要。

(2)就業支援

【勤務先での正規雇用率】

母子家庭 H22:49.5%⇒H27:56.7% 父子家庭 H22:74.7%⇒H27:87.5%
・ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要。

ひとり親の就職状況

高知家の女性しごと応援室の就職状況(ひとり親含む)

令和2年4月~令和3年1月実績()内は対前年同期(人)

令和2年4月~令和3年1月実績()内は対前年同期(人

13和2年4万 - 13和3年1万天模()下36次1前年10期(八)		
機関名	新規求職者数	就職者数
ハローワーク(学卒を除きパートを含む)	1,266 (1,444)	477 (567)
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(※)	21 (32)	17 (28)

280 (424) ※他機関へつないだ後、就職された方も含む

新規相談者数

ひとり親家庭寺就業・自立支援センダー (※) 21 (32) 17 (28) ※他機関へ ※他機関へつないだ後、就職された方も含む

提供:県民生活・男女共同参画課

就職者数

103 (109)

(3)経済的支援

【「子どもに関する悩み」で最も多い「教育・進学」の割合】

母子家庭 51.8% 父子家庭 48.8%

・子どもの教育・進学等に悩みを抱えている方が多く、経済的支援が必要。

【自身の年間就労収入が200万円未満の世帯率】

母子家庭 H22:67.4%⇒H27:56.8% 父子家庭 H22:41.7%⇒H27:28.5%

提供:高知労働局、児童家庭課

・年間就労収入が200万円未満の世帯は減少してきているが、いまだ、母子世帯で6割、 父子世帯で3割を占めており、就業のための支援や、経済的な支援が必要な家庭が確実 に支援を受けることができるよう取り組むことが必要。

【参考】

新型コロナウイルス感染症の影響による減収世帯の状況

児童扶養手当受給者※	3,202名(全体の45%)
児童扶養手当受給者以外	282名

※ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付申請があった者(R3.1月末時点)

2 令和3年度の取り組み

(1)情報提供・相談体制

- ・市町村窓口での手続きや届出、各種健診などの機会を捉えた制度の周知や市町村等 関係職員への研修を実施し、窓口での支援対応力を強化
- ひとり親家庭等就業・自立支援センターによるSNS等のツールを活用した情報発信 の強化と面会交流への支援
- 養育費等に関する専門的な問題に対応するための弁護士等専門家による法律相談の実施

(2) 就業支援

- ①就業のための支援
 - ひとり親家庭等就業・自立支援センター、高知家の女性しごと応援室やハローワークなどの就業支援機関の連携強化
 - ・働きながら子育てしやすい環境づくりに取り組む「WLB認証企業」や認証評価を受けた介護事業所、「育児休暇等の取得促進宣言企業」等への就労支援

②資格や技能の取得への支援

- 一定の資格を取得するための教育訓練講座受講料への支援
- ・就業促進に向けた高等職業訓練受講中の給付金の支給や入学準備金・就職準備金の貸付(返還免除あり)

(3)経済的支援

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付やひとり親家庭医療費助成などの支援
- ・住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設(ひとり親家庭住宅支援資金貸付)

(4)ひとり親家庭実態調査の実施と自立促進計画の改定

(新・ひとり親家庭の実態を把握するアンケート調査を実施し、各施策の評価検証を行い、 高知県ひとり親家庭等自立促進計画の改定に着手

ひとり親家庭就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室との連携支援

連携

ひとり親家庭就業・自立支援センター

- ①就職、転職希望者との面談
- ②支援カルテの作成
- ③求人検索、職業紹介、 応募書類作成支援、面接練習
- ④職業資格取得に向けた助成やスキル アップのための職業訓練等の情報提供
- ⑤手続き等の同行支援
- ⑥就職決定後のアフターフォロー

高知家の女性しごと応援室

- ○子育てしながら働きやすい企業 の紹介
- ○キャリアコンサルティング
- ○実践的な面接練習
- ○**就職セミナーの受講によるスキル** アップ(自己理解、適性診断、 話し方等)